

進路のてびき

令和8年度発行

(2026年)

大阪府立東大阪支援学校

進路指導部

目 次

| | | |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 進路の主な年間行事 | 1 |
| 2 | 主な進路行事の内容説明 | 2～4 |
| 3 | 進路先決定までの流れ | 4～6 |
| | 就職希望の場合 | |
| | 障害者職業能力開発施設(職業訓練校)希望の場合 | |
| | 福祉サービス事業所希望の場合 | |
| 4 | 卒業生の進路状況 | 6 |
| 5 | 障がい者手帳の交付 | 7～9 |
| | 身体障がい者手帳について | |
| | 療育手帳について | |
| | 精神障がい者保健福祉手帳について | |
| 6 | 就労と職業訓練について | 10～15 |
| 7 | 福祉サービスの利用について | 19～33 |
| 8 | 各福祉事務所・関係諸機関 住所・電話番号一覧 | 34 |
| 9 | 生活相談支援事業等 住所・電話番号一覧 | 35 |

1. 進路の主な年間行事

| | 月 | 保護者への取り組み | 月 | 生徒への取り組み |
|------------------|-------|---|-------|--|
| 小 中 学 部 | 5-6 | 春の保護者事業所見学(全校対象) | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> * 高・・・生活課程と普通課程 生・・・生活課程のみ 普・・・普通課程のみ </div> |
| | 6 | 小中合同進路懇談会 | | |
| | 10-12 | 秋の保護者事業所見学(全校対象) | 11 | 中学部3年生高等部授業体験 |
| | | | 3 | 中学部3年生高等部入学検査 |
| 一 年 生 | 5-6 | 春の保護者事業所見学(全校対象) | | |
| | 5 | 進路懇談会(進路の流れ・福祉サービスについて) | 7 | 夏の生徒保護者施設見学(訓練校等) |
| | 10-12 | 秋の保護者事業所見学(全校対象) | 9-11 | 企業交流会(希望者) |
| | | | 12 | 職業コースアセスメント |
| | | | 2 | 進路学習(生・普) |
| 二 年 生 | 5-6 | 春の保護者事業所見学(全校対象) | | |
| | 6 | 進路懇談会(実習説明) | 6 | 進路学習(生) |
| | 7-9 | 夏休み福祉サービス事業所実習 (体験・1か所) | 7 | 夏の生徒保護者施設見学(訓練校等) |
| | 10-12 | 秋の保護者事業所見学(全校対象) | 7-9 | 夏休み福祉サービス事業所実習 (体験・1か所) |
| | 1 | 進路懇談会(障害支援区分認定調査について) | 11-12 | 就労選択支援(※1) |
| | 3 | 個別の進路相談 | 1-3 | 職業コース企業体験実習 |
| | | | 2 | 進路学習(普) |
| 三 年 生 | 5-6 | 春の保護者事業所見学(全校対象) | 随時 | LHR等にて進路学習 |
| | 5 | 高3進路懇談会(進路の流れ・実習説明) | | |
| | 6 | 高3進路懇談会(職安、就労・生活支援センター) 高3進路懇談会(福祉、相談支援センター) | 6-7 | 企業体験実習(希望者) |
| | | | 7 | 夏の生徒保護者施設見学 |
| | 7-9 | 夏休み福祉サービス事業所実習 (進路先選定・2か所) | 7-9 | 夏休み福祉サービス事業所実習 (進路先選定・2か所) |
| | 9-11 | 訓練校事前面談(受験希望者) | 9-11 | 訓練校事前面談(受験希望者) |
| | 10-12 | 秋の保護者事業所見学(全校対象) 企業現場実習(就職希望者) ハローワーク登録(就労継続支援A型、就職、訓練校希望者) | 10-12 | 企業現場実習(就職希望者) ハローワーク登録(就労継続支援A型、就職、訓練校希望者) |
| | 1-3 | 福祉事業所との引継ぎ(必要生徒のみ) 福祉関係利用手続き(※2) | 12-2 | 就業・生活支援センター登録(就職者) |

※1 就労選択支援

①趣旨

令和7年10月1日より開始した新たな障害福祉サービスであり、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することを趣旨とするものです。

②対象者

「就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援または就労継続支援を利用している者」としている。就労選択支援の実施に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者により、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要がある。

令和9年4月以降は就労継続支援型を希望する者も利用する必要がある。また既に就労移行支援を利用しており、支給決定(3年目)の更新の意向がある者も必要。

※2 福祉関係利用手続き

利用する福祉サービス事業所の類型をチェックした「支給申請書」を役所(福祉事務所)に提出
その際、4月以降のサービス利用にあわせた「サービス等利用計画」を提出
セルフプランで申請するか、相談支援(計画相談)に依頼する

新受給者証の発行(卒業式時点には間に合わない場合もある。福祉事務所に確認する。)

新年度利用事業所との契約

企業就労決定生徒の就業・生活支援センター(J-WAT)登録

委託相談支援につなぐ場合もあり

契約完了と新年度に向けたスケジュール等、担任に報告をする

2. 主な進路行事の内容説明

1)進路学習

高等部各課程1年生の取り組みで、3日間、軽作業を中心に作業学習に集中して取り組みます。また、福祉サービス事業所の見学をするなど、将来のことを考える機会を作ります。2年生になると、普通課程は3日間、生活課程は2日間、出前授業や福祉サービス事業所等見学、また別日程で職業コース生の実習もあります。3年生は設定していませんが、随時ホームルーム等で取り組みます。

2)高等部2年生の取り組み

[夏の福祉サービス事業所実習]

高等部2年生の7月下旬~9月上旬、地域の福祉サービス事業所で1~5日間の体験実習をさせていただきます。

生徒の体力を考慮する場合や、事業所のご都合等で少ない日数になる場合もあります。

それまで事業所と関わりを持っていない生徒、保護者にとっては、その第一歩となります。打合せや事前見学、諸手続等を通して、事業所と関わることに慣れていただきたいと思います。

生徒の体験を深めると同時に保護者のみなさまも事業所の様子や取り組み内容等をよくご覧いただき、進路を考える際の参考にしていただきたいと思います。事業所の受け入れ態勢等によっては、希望に添えない場合があります。

3) 高等部3年生の取り組み

[ハローワーク職員との懇談] (対象:職業コース生、卒業後すぐに就職や職業能力開発校を目指す生徒・保護者)

高等部3年生の6月頃、ハローワーク布施の職員・(保護者)・本人・教員で、今後の進路について個別の懇談を行います。どのような職業に就きたいか、就職するためには今後どんな力をつけなくてはならないかなどの相談をします。合わせて地域の就業・生活支援センターの職員にもお越しいただき、今後の就労支援等についても話をさせていただきます。

[福祉職員による懇談会]

高等部3年生の6月末頃、障害者支援室等の職員を招き、福祉サービスや今後の手続き等についての説明をしていただきます。また、地域の相談支援センターの職員からは、地域支援について話をさせていただきます。

[企業体験実習] (対象:職業コース生、卒業後すぐに就職や職業能力開発校を目指す生徒)

高等部3年生の6月下旬から7月中旬ぐらにかけて、企業で体験実習を実施します。夏休みの実習のように希望者全員が実施できるというわけではありません。

原則として以下のようなことができる生徒に限らせていただきます。

1. 企業で働きたいという意欲を持っている人(実習をしたいと申し出た人)
2. 会社まで自分一人で通勤できる人 (自主通学をしている人、もしくは公共交通機関を利用して、指示された会社・事業所まで自主通所できる人)
3. 人の話をよく聞いて、指示を守れる人
4. 指示されたこと等で、わからないことがあれば質問できる人

保護者と生徒に趣旨をお伝えして、参加の意思を示した生徒に対して、担任と進路指導部の教員中心に、本人の希望職種や適性を考慮しながら、実習企業等を決定しています。

実習後、企業からの評価、本人の感想等をもとにして、今後の進路先(企業就職を目指すのか、職業能力開発校を目指すのか、あるいは福祉就労を目指すのか)を決定する参考としています。

[夏の福祉サービス事業所実習]

高等部3年生の7月下旬～9月上旬、地域の福祉サービス事業所で1～5日間の体験実習をさせていただきます。生徒の体力を考慮する場合や、事業所のご都合等で少ない日数になる場合もあります。可能な限り第一希望の事

業所での実習を行います。2カ所まで実習をすることが可能です。

[企業現場実習(見極め)] (対象:卒業後すぐに就職や職業能力開発校を目指す生徒)

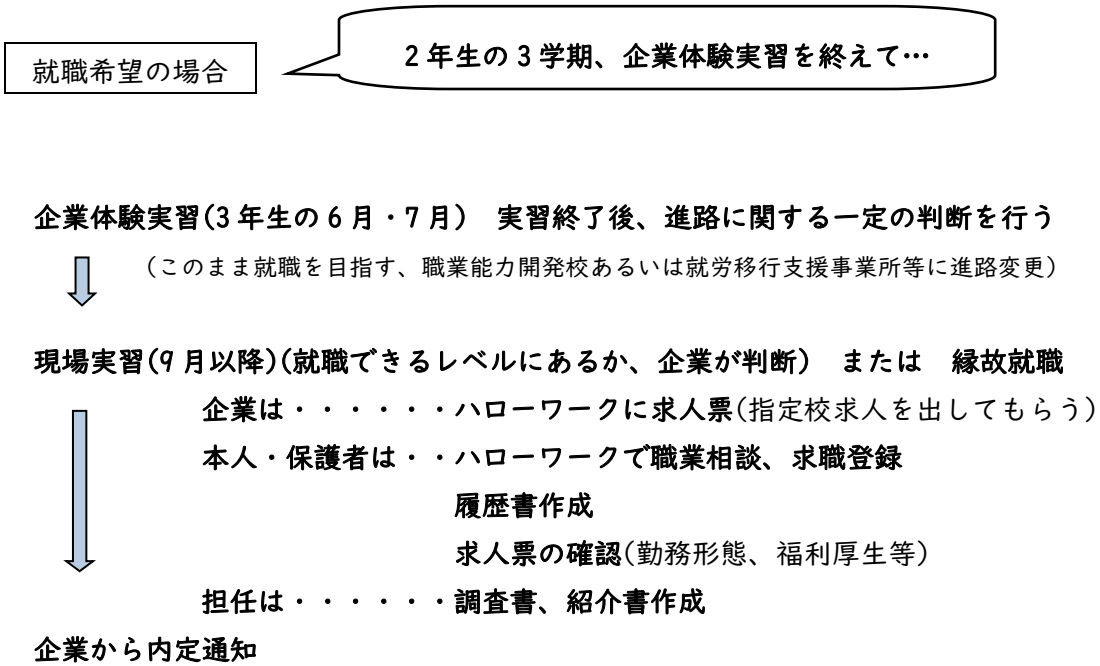
高等部3年生の9月以降、希望する企業で、企業と本人、保護者の3者がお互いを理解するために1~4週間程度の実習を行います。

就職を希望していても「不採用」ということもありますので、別の企業での実習を希望するか、職業能力開発校や福祉サービス事業所への進路変更も視野に入れていただくことになります。

4)その他 [職業コース生 施設・事業所・企業見学、実習、アセスメント]

生活課程では、2年生から職業コースを教育課程に取り入れています。職業コースの在籍者および希望者数名に対して、早い時期から就労への意識を高めてもらうことを目的に、見学、実習を体験し、それを踏まえたうえで、企業の実習に取り組んでいます。

3. 進路先 決定までの流れ



法制度の改正・法定雇用率引上げ

令和4年 障害者雇用促進法改正 (令和5年4月以降順次施行)

令和7年度現在 法定雇用率 2.5% (従業員 40.0人以上の事業所対象)

令和8年7月 法定雇用率 2.7% (従業員 37.5人以上の事業所対象)

卒業後就職を希望する生徒の皆さんは、2年生の3学期、また3年生の1学期に企業での体験実習を経験してもらいます。適性を見極めるために、複数の企業、様々な業種での実習に取り組む場合もあります。

その実習を終え、やはり卒業後、「就職をしたい」と強い気持ちを持ち続ける人は2学期以降、今度は実習の内容と結果がよければ採用していただけるという、就職がかかった現場実習(1~4週間程度)に取り組んでもらいます。

本人の強い意思はもちろん、保護者の思い等も踏まえ、就職に向けて取り組むということになります。

就職するに当たっては、学校生活や家庭生活のすべてを通して就職するために必要な力、特に社会での適応力をつけておくことが大切です。

企業就職は社会情勢により左右されます。希望通りにならなかった場合の進路も考えておく必要があります。

具体的には、並行して「公共職業能力開発施設等」の受験を申し込んだり、「福祉サービス事業所(就労移行、就労継続支援A型、自立訓練等)」の見学、体験実習を実施し、その事業所での卒業後の通所を確約したりしておくなど、卒業後の進路先が無いという状況を避けておかななくてはなりません。

このように進路に関する見学会や体験実習などを通して、さまざまな進路先を知っておくことが大切です。

障害者職業能力開発施設(職業訓練校)希望の場合

施設見学 体験実習 職業相談 願書提出 求職登録 見学相談会 受験 合否発表

試験(面接、国数、作業能力等)を受けて合否判定

P.12~P.17を参照にしてください。

企業体験実習までは就職希望の場合と同じように、2年生の3学期や3年生の1学期に、企業での体験実習を経験してもらいます。

受験を希望する職業能力開発施設で事前の見学や実習を経験します。

その後、受験ということになります。

試験内容は、機関により違いはありますが、国数の筆記試験、面接試験、作業能力のテスト、体力テスト等があり、総合的に判断され、合否が決まります。

申し込み、願書提出窓口はハローワーク(職業安定所)です。そこでの求職登録、職業相談も必要です。

職業能力開発施設に入って就労に必要な能力、意欲、態度を身につけるということを考えておくことが大切です。

本校からは、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター等を受験するケースが多いです。

公共職業能力開発施設は合否がありますので、就職希望と同様にその受験と並行して「福祉サービス事業所(就労移行、就労継続支援A型、自立訓練等)」の見学、体験実習を実施し、その事業所での卒業後の通所を確約しておくなど、卒業後の進路先が無いという状況を避けておかななくてはなりません。

福祉サービス事業所希望の場合

事業所見学 現場実習（本人保護者ともに気に入る、事業所も受け入れOKなら）

障害支援区分調査(生活介護、短期入所(ショートステイ)希望者 等)

サービス等利用計画の作成

福祉事務所(役所)へ受給者証の申請・交付

事業所と直接契約

就労継続支援 A 型事業所を希望する場合はハローワークの求職登録、令和 9 年 4 月から就労選択支援が必要

就労継続支援 B 型事業所を希望する場合は就労選択支援が必要

本校の卒業生の大半が進路先として利用しているのが福祉サービス事業所です。

P.24～P.30 を参照にしてください。

4. 卒業生の進路状況 〈 令和 5 年度卒 ～ 7 年度卒 〉

| 種別 | 普通課程 | | | 生活課程 | | |
|--------------|------|----|----|------|----|----|
| | R5 | R6 | R7 | R5 | R6 | R7 |
| 就職 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 4 |
| 就労継続支援 A 型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 職業訓練校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就労移行支援 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 就労継続支援 B 型 | 0 | 0 | 0 | 5 | 8 | 5 |
| 自立訓練 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 |
| 生活介護 | 10 | 9 | 8 | 7 | 13 | 4 |
| 地域活動支援センターⅢ型 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 在家庭(待機含む) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合計人数 | 11 | 9 | 8 | 17 | 29 | 20 |

5. 障がい者手帳の交付

(1) 身体障がい者手帳の交付 (身)

| | |
|--------------|--|
| 内 容 | 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能及び肝臓機能に障がいのある人に交付します。手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。 |
| 申 請 手 続 | <p>居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書と診断書用紙を受け取り、指定医師*の診断を受けてから、その診断書と写真を添えて手続きしてください。</p> <p>なお、15歳未満の児童・生徒については、保護者が代わって申請することになります。</p> <p>また、HIV感染による免疫機能障がいにかかる申請については、代理申請又は郵送による申請・交付が認められます。</p> <p>※下記 Web ページから、指定医師を検索できます。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/cgi-bin/shiteiishi/index.php</p>  |
| 等 級 変 更 | 障がいの程度が変わったと思われる人は、指定医師の診断書を添えて申請してください。 |
| 居住地、 氏名変更 | 転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に「居住地変更届」を提出してください。氏名を変更された場合も、届出書を居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に提出してください。 |
| 再交付 | 紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。 |
| 返 還 | 手帳の交付を受けた人が障がいを有しなくなったとき、又は死亡された場合は、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「返還届」を提出してください。 |
| その他 | 手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。 |
| 窓 口 | 居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課 |

(2) 療育手帳の交付 (知)

| | |
|--------------|---|
| 内 容 | 知的障がいと判定した方に交付します。手帳には、障がいの程度によって、A(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。手帳を取得することにより障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。 |
| 申 請 手 続 | 居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で相談し、申請に必要な交付申請書を受け取り、必要事項を記入の上、写真を添えて手続きしてください。 |
| 再判定 | 療育手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。(更新申請) |
| 居住地、 氏名変更 | 転居された場合、新しい居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に「療育手帳記載事項変更届出書」を提出してください。氏名を変更された場合も、上記「届出書」を居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に提出してください。 |
| 再交付 | 紛失又は破損したときは、写真を添えて居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課に再交付の申請をしてください。 |
| 返 還 | 手帳の交付を受けた人が死亡された場合、または対象事項に該当しなくなった場合には、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「療育手帳返還届出書」を提出してください。 |
| その他 | 手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。 |
| 窓 口 | 居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課 |

(3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付 精

| | |
|----------|--|
| 内 容 | <p>次ページの交付対象となる障がいの範囲及び等級に該当する方に交付します。手帳には、障がいの程度により1級から3級までの区分があります。手帳を取得することにより、障がいの程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、手帳用診断書により取得した手帳であれば、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定を受けることができる場合があります。(詳細につきましては、居住地の市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)にお問い合わせください。)</p> |
| 申請手続 | <p>最寄りの市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)で申請書をお渡ししますので、記入の上、医師の診断書(所定の様式のもので、*初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの)又は障がい年金証書の写しに写真を添えて、住所地の市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)に提出してください。</p> <p>なお、年金証書の写しを添える場合は、さらに次の書類が必要です。</p> <p>①直近の年金振込通知書の写し又は直近の年金支払通知書の写し ②年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」</p> |
| 更 新 | <p>手帳の有効期限は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。更新の手続きは有効期限の3ヵ月前から行うことができます。次の書類を住所地の市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)に写真を添えて提出してください。</p> <p>(1)申請書 (2)現在お持ちの手帳の写し (3)診断書(所定の様式のもの)又は障がい年金証書の写し</p> <p>障がい年金証書の写しを添える場合は、次の書類が必要です。</p> <p>①直近の年金振込通知書の写し又は直近の年金支払通知書の写し ②年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」</p> |
| 等級変更 | <p>障がいの程度が変わったと思われる人は、新規申請の場合と同様の手続きを行ってください。</p> |
| 居住地、氏名変更 | <p>転居された場合、新しい居住地の市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)で手続きを行ってください。</p> <p>(1)権限移譲した市町村の区域内に転居された場合は、現在お持ちの手帳の写し、写真を添えて申請書を提出してください。</p> <p>(2)権限移譲をしていない市町村の区域内へ転居された場合は、「記載事項変更届」を提出してください。</p> <p>氏名を変更された場合も、(2)の変更届を居住地の市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)に提出してください。</p> |
| 再 交 付 | <p>紛失または破損したときは、市町村精神保健福祉担当課(東大阪市では保健センター)に「再交付申請書」を、写真を添えて提出してください。</p> |
| 返 還 | <p>手帳の交付を受けた人が死亡された場合、手帳を知事に返還しなければなりません。その際には、「返還届」を提出してください</p> |
| その他 | <p>手帳は、他人に譲渡したり、貸与することはできません。</p> |
| 窓 口 | <p>居住地の市町村精神保健福祉担当課 (東大阪市では保健センター)</p> |

【手帳の交付対象となる障がいの範囲及び等級】

1. 障がいの範囲

統合失調症、気分(感情)障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障がい(記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がい)、発達障がい及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障がいは含まれない。

2. 障がい等級

1級、2級、3級の三等級とする。手帳の1級及び2級は、国民年金の障がい基礎年金の1級及び2級と同程度。手帳の3級は、厚生年金の3級よりも広い範囲のものとする。

1級 - 精神障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級 - 精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3級 - 精神障がいであって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※初診日：当該障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

◎生活保護を受給している方の障がい者加算について

生活保護の受給対象となる方が、障がい年金を受給しておられる場合や障がい者手帳を取得されている場合など(症状固定日以後または症状が固定していなくても障がいの原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日から1年6か月経過後等)、その障がいの等級などにより、障がい者加算が受けられる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村等の生活保護担当課にお問い合わせください。

6. 就労と職業訓練について

※下記内容は令和6年度時点の情報です。内容は毎年変更となる場合がありますので、最新情報は各ホームページをご覧ください。

(1) 職業相談・職業紹介・職場適応相談等

① ハローワーク(公共職業安定所) 身 知 精 難

| | |
|----|--|
| 内容 | 専門の職員、相談員等を配置し、職業相談、職業紹介から就職後の職場適応指導までを行っています。また、聴覚障がい者の職業相談等を行うため、手話協力員を配置しています。(配置の日時については、各ハローワークにお問合せください。) |
| 窓口 | ハローワーク(公共職業安定所) ・ハローワーク布施(管轄区域:東大阪市、八尾市) 東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4階 TEL 06-6782-4221 FAX 06-6783-6768 ・ハローワーク門真(管轄区域:大東市、門真市、守口市、四條畷市) 門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階 TEL 06-6906-6831 FAX 06-6908-8943 |

② 障害者職業センター 身 知 精 難

| | |
|----|--|
| 内容 | 障がいがある方の就職や職場に定着するための相談や、職業評価、職業準備支援(南大阪支所を除く)、ジョブコーチによる支援、また、メンタル不調で休職している方の職場復帰支援(南大阪支所を除く)等を行っています。ご利用は無料です。来所にあたっては予約をお取りください(障がい者手帳をお持ちでない方もご利用いただけます)。 |
| 窓口 | 大阪障害者職業センター TEL 06-6261-7005 FAX 06-6261-7066 同センター南大阪支所 TEL 072-258-7137 FAX 072-258-7139 |

③ 地域就労支援センター 身 知 精 難

| | |
|----|--|
| 内容 | 障がい者、若年者、中高年齢者、ひとり親家庭の親などの方々(就職困難者等)の雇用・就労に関する相談や能力開発講座などを実施しています。(事業内容等は、各市町村にお問い合わせください) |
|----|--|

④ OSAKA しごとフィールド 身 知 精 難

| | |
|----|---|
| 内容 | お仕事をお探しの方への就職活動の支援、採用をお考えの企業への支援を行う施設です。求職中の方へは、カウンセリングのほか、職場体験、就職活動のポイントが学べるセミナー等を実施しています。また、中小企業向けに採用や定着に役立つセミナー等も行っています。 |
| 窓口 | OSAKA しごとフィールド https://shigotofield.jp/ TEL 06-4794-9198 FAX 06-6232-8581 企業向け連絡窓口 TEL 06-6910-3765 FAX 06-6910-3781 |



(2) 大阪府による情報提供 (身) (知) (精) (難)

| | | |
|----|---|--|
| 内容 | 大阪府雇用推進室・障がい福祉室・保健医療室では、障がい者の雇用・就労に関する情報をインターネットで提供します。 | |
| 窓口 | <大阪府雇用推進室就業促進課> 「障がい者雇用に関するホームページ」 (大阪府障がい者雇用促進センター) TEL 06-6360-9077 FAX 06-6360-9079 https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/index.html |  |
| | <大阪府障がい福祉室自立支援課> TEL 06-6944-9178 FAX 06-6942-7215 http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/index.html |  |
| | <大阪府保健医療室地域保健課> TEL 06-6944-6697 FAX 06-6941-6606 https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/nanbyo/nanbyo_shigoto.html |  |

(3) ハロートレーニング(職業訓練) (身) (知) (精) (難)

| | | |
|----|---|--|
| 内容 | 大阪障害者職業能力開発校、北大阪高等職業技術専門校、夕陽丘高等職業技術専門校及び委託する社会福祉法人等において、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を対象とした訓練科目を設置して、職業訓練を行っています。入校を希望する能力開発校等の見学と相談が必要です。また、1~6か月の短期の職業訓練も実施しています。 | |
| 窓口 | ハローワーク(前頁参照) 大阪障害者職業能力開発校 TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313 北大阪高等職業技術専門校 TEL 072-808-2151 FAX 072-808-2152 夕陽丘高等職業技術専門校 TEL 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905 大阪府雇用推進室人材育成課 TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528 | |

☆障がいのある方に関する職業訓練（障がいの種別を問いません）

身 知 精 難

●大阪障害者職業能力開発校

堺市南區城山台 5-1-3 南海泉北線 光明池駅下車 南海バス停 城山台 5 丁
 (TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

| 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 | 備考 |
|-----------|------|------|------|---|
| ・CAD 技術 | 15 人 | 1 年 | 4 月 | ・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。 ・寮設備があります。 ・オフィス実践科は重度視覚障がいのある方も応募できる科目です。 |
| ・Web デザイン | 15 人 | 1 年 | | |
| ・OA ビジネス | 20 人 | 1 年 | | |
| ・オフィス実践 | 10 人 | 1 年 | | |

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練(障がい者特別委託訓練)

| 施設名 | 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 |
|--|--|-----|------|------|
| 大阪市職業リハビリテーションセンター 大阪市平野区喜連西 6-2-55 TEL: 06-6704-7201 FAX: 06-6704-7274 | ICT テレワーク | 5 人 | 1 年 | 10 月 |
| 備考 | ・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。 | | | |

☆身体障がいのある方に関する職業訓練 身

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練(障がい者特別委託訓練)

| 障がい種別 | 施設名 | 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 |
|--------|---|---------|-------|------|--------|
| 視覚障がい者 | 日本ライトハウス視覚障害 リハビリテーションセンター 大阪市鶴見区今津中 2-4-37 TEL: 06-6961-5521 FAX: 06-6961-6268 | ビジネス科 | 各 3 人 | 1 年 | 4・10 月 |
| | | 情報処理 | 各 5 人 | 1 年 | 4・10 月 |
| 身体障がい者 | 大阪市職業リハビリテーションセンター 大阪市平野区喜連西 6-2-55 TEL: 06-6704-7201 FAX: 06-6704-7274 | オフィス実務科 | 10 人 | 1 年 | 4 月 |
| | 摂津市障害者職業能力開発センター 摂津市鳥飼上 5-2-8 TEL: 072-653-1212 FAX: 072-653-0300 | OA 実務 | 各 5 人 | 1 年 | 4 月 |

●短期の職業訓練(障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練)

大阪府雇用推進室人材育成課

(TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528)

| 障がい 種別 | 科 目 | 備 考 |
|-----------|--|--|
| 身体 障がい | ①パソコン+Webデザインスキル養成科(3か月) ②パソコン+Webデザインスキル養成科(4か月) ③就職のための即戦力人材養成科(1か月) ④オフィスワーク基礎科(3か月) ⑤ITスキル+Webサイト更新科(3か月) ⑥支援学校等早期委託訓練(1か月) ⑦在職者訓練(通所型コース)<全種別型> ⑧在職者訓練(指導員派遣型コース)<全種別型> ⑨在職者訓練(通所型・指導員派遣型コース) <全種別型> | ・受講料は無料です ・訓練期間は1~4か月です ・②は職場実習付き訓練です。 ・③⑥は職場実習のみの訓練です。 ・④⑤はe-ラーニング(スクーリングあり)です。 ・⑦~⑨、⑪⑫の訓練期間は個々に設定します。 ・申込(⑦~⑨、⑪⑫以外)は各ハローワークまで。 ・⑦~⑨、⑪⑫は人材育成課までお問い合わせください。 |
| 視覚 障がい | ⑩視覚障がい者向けPC活用科(3か月) ⑪在職者訓練(通所型・指導員派遣型コース) <種別選択型> | |
| 聴覚 障がい | ⑫在職者訓練(通所型・指導員派遣型コース) <種別選択型> | |

☆知的障がい者の人に関する職業訓練 ㊦

●大阪障害者職業能力開発校

堺市南区域山台 5-1-3

(TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

| 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 | 備考 |
|---------|-----|------|------|--|
| ワークサービス | 25人 | 1年 | 4月 | ・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。 |

●北大阪高等職業技術専門学校

枚方市津田山手 2-11-40

(TEL 072-808-2151 FAX 072-808-2152)

| 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 | 備考 |
|-----------|-----|------|------|--|
| ワークトレーニング | 20人 | 1年 | 4月 | ・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。 |

●夕陽丘高等職業技術専門学校

大阪市天王寺区上汐 4-4-1

(TEL 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905)

| 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 | 備考 |
|---------|-----|------|------|--|
| ワークアシスト | 20人 | 1年 | 10月 | ・教科書代等の実費が必要です。 ・通学定期を利用できる場合があります。 |

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練(障がい者特別委託訓練)

| 施設名 | 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 |
|---|--------------------|-----|------|------|
| 摂津市障害者職業能力開発センター 摂津市鳥飼上 5-2-8 TEL 072-653-1212 FAX 072-653-0300 | 実務作業 | 10人 | 1年 | 4月 |
| 大阪市職業リハビリテーションセンター 大阪市平野区喜連西 6-2-55 TEL 06-6704-7201 FAX 06-6704-7274 | ワーキングスキル | 15人 | 1年 | 4月 |
| | ビジネスパートナー | 10人 | 1年 | 4月 |
| 大阪 INA 職業支援センター 箕面キャンパス：箕面市稲 6-15-26 富田林キャンパス：富田林市大字甘南備 216 TEL 072-729-7021 FAX 072-729-8041 | パン・菓子製造 (箕面) | 15人 | 1年 | 4月 |
| | 園芸 (箕面) | 10人 | 1年 | 4月 |
| | グリーンハーベスト (富田林) | 5人 | 1年 | 4月 |
| 大阪市職業指導センター 大阪市住之江区泉 1-1-110 TEL 06-6685-9075 FAX 06-6685-8064 | 総合流通 | 15人 | 1年 | 4月 |

●短期の職業訓練(障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練)

大阪府雇用推進室人材育成課

(TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528)

| 科 目 | 備 考 |
|--|---|
| ①総合実技科(3か月) ②作業習得科(3か月) ③介護職員初任者研修科(知的障がい者対象)(6か月) ④デジタルクリエイティブ・オフィス科(4か月) ⑤就職のための即戦力人材養成科(1か月) ⑥支援学校等早期委託訓練科(1か月) ⑦在職者訓練(通所型コース) ⑧在職者訓練(通所型・指導員派遣型コース) <全種別型> | ・受講料は無料です。 ・訓練期間は1~6か月です。 ・③④は職場実習付き訓練です。 ・⑤⑥は職場実習のみの訓練です。 ・⑦⑧の訓練期間は個々に設定します。 ・申込(⑦⑧以外)は各ハローワークまで。 ・⑦⑧は人材育成課までお問い合わせください。 |

☆精神障がい者の人に関する職業訓練 精

●大阪障害者職業能力開発校

(TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

| 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 | 備考 |
|------|------|------|-------|----------------|
| 職域開拓 | 各10人 | 6か月 | 4・10月 | 教科書代等の実費が必要です。 |

●夕陽丘高等職業技術専門学校

(TEL 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905)

| 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 | 備考 |
|---------|-----|------|-------|----------------|
| ジョブステップ | 各5人 | 6か月 | 4・10月 | 教科書代等の実費が必要です。 |

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練(障がい者特別委託訓練)

| 施設名 | 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 |
|--|-----------|----|------|------|
| 大阪市職業リハビリテーションセンター TEL 06-6704-7201 FAX 06-6704-7274 | ワークアドバンスト | 7人 | 1年 | 4月 |

●短期の職業訓練(障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練)

大阪府雇用推進室人材育成課

(TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528)

| 科目 | 備考 |
|----------------------------------|--|
| ①介護職員初任者養成研修科(精神障がい者対象) (3か月) | <ul style="list-style-type: none"> ・受講料は無料です。 ・訓練期間は、1~4か月です。 ・③④は職場実習付き訓練です。 ・⑤⑧は職場実習のみの訓練です。 ・⑥⑦はe-ラーニング(スクーリングあり)です。 ・⑨~⑪の訓練期間は個々に設定します。 ・申込(⑨~⑪以外)は各ハローワークまで(資料編27ページ) ・⑨~⑪は人材育成課までお問い合わせください。 |
| ②パソコン+Webデザインスキル養成科(3か月) | |
| ③パソコン+Webデザインスキル養成科(4か月) | |
| ④デジタルクリエイティブ・オフィス科(4か月) | |
| ⑤就職のための即戦力人材養成科(1か月) | |
| ⑥オフィスワーク基礎科(3か月) | |
| ⑦ITスキル+Webサイト更新科(3か月) | |
| ⑧支援学校等早期委託訓練科(1か月) | |
| ⑨在職者訓練(通所型コース) | |
| ⑩在職者訓練(指導員派遣型コース) | |
| ⑪在職者訓練(通所型・指導員派遣型コース) | |
| <全種別型> | |

☆発達障がいのある方に関する職業訓練 **精**

●大阪障害者職業能力開発校

(TEL 072-296-8311 FAX 072-296-8313)

| 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 | 備考 |
|----------|-----|------|-------|----------------|
| Jobチャレンジ | 各5人 | 6か月 | 4・10月 | 教科書代等の実費が必要です。 |

●夕陽丘高等職業技術専門学校

(TEL 06-6776-9900 FAX 06-6776-9905)

| 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 | 備考 |
|-----------|-----|------|-------|----------------|
| キャリアチャレンジ | 各5人 | 6か月 | 4・10月 | 教科書代等の実費が必要です。 |

●社会福祉法人へ委託して実施している職業訓練(障がい者特別委託訓練)

| 施設名 | 科目 | 定員 | 訓練期間 | 入校時期 |
|--|---------------|----|------|------|
| 大阪市職業リハビリテーションセンター TEL 06-6704-7201 FAX 06-6704-7274 | ジョブ・コミュニケーション | 5人 | 1年 | 4月 |

●短期の職業訓練(障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練)

大阪府雇用推進室人材育成課

(TEL 06-6210-9531 FAX 06-6210-9528)

| 科目 | 備考 |
|--------------------------|---|
| ①パソコン+Webデザインスキル養成科(3か月) | <ul style="list-style-type: none"> ・受講料は無料です ・訓練期間は1~4か月です。 ・④⑤は職場実習付き訓練です。 ・⑥⑨は職場実習のみの訓練です。 ・⑦⑧はe-ラーニング(スクリーニングあり)です。 ・⑩~⑫の訓練期間は個々に設定します。 ・申込(⑩~⑫以外)は各ハローワークまで(資料編27ページ) ・⑩~⑫は人材育成課までお問い合わせください。 |
| ②総合実技科(3か月) | |
| ③作業習得科(3か月) | |
| ④デジタルクリエイティブ・オフィス科(4か月) | |
| ⑤パソコン+Webデザインスキル養成科(4か月) | |
| ⑥就職のための即戦力人材養成科(1か月) | |
| ⑦オフィスワーク基礎科(3か月) | |
| ⑧ITスキル+Webサイト更新科(3か月) | |
| ⑨支援学校等早期委託訓練科(1か月) | |
| ⑩在職者訓練(通所型コース) | |
| ⑪在職者訓練(指導員派遣型コース) | |
| ⑫在職者訓練(通所型・指導員派遣型コース) | |
| <全種別型> | |

(4)障害者就業・生活支援センター ① ② ③ ④

| | |
|----|--|
| 内容 | 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、地域の福祉関係機関や雇用関係機関、企業などと連携をとりつつ、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により、一体的な相談支援を実施します。 |
| 窓口 | <p>障害者就業・生活支援センター</p> <p>東大阪市障害者就業・生活支援センター J-WAT (東大阪市対象) 東大阪市菱江5-2-34 東大阪市立障害児者支援センターレピラ4階 TEL072-975-5711 FAX072-975-5718</p> <p>北河内東障害者就業・生活支援センター みいーん (大東市対象) 大東市住道2-2 大東サンメイツ二番館304号 TEL072-871-0047 FAX072-889-1007</p> <p>八尾・柏原障害者就業・生活支援センター (八尾市対象) 八尾市楽音寺町1-85-1 TEL072-940-1215 FAX072-943-0294</p> |

(5)職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業 ① ② ③ ④

| | |
|----|---|
| 内容 | 就職または職場に適応するうえで課題のある障がいのある方に対して、職場にうまく適応できるようジョブコーチが事業所に出向き支援します。ジョブコーチは、障がいのある方に対しては、作業の習得や円滑なコミュニケーションを図れるよう支援するとともに、事業所の担当者に対しては、障がいの特性を踏まえた支援方法や接し方などを伝え、円滑な職場適応を図ります。 |
| 窓口 | <p>大阪障害者職業センター 大阪府中央区久太郎町2-4-11 クラビウアネックスビル4F TEL06-6261-7005 FAX06-6261-7066</p> <p>同センター南大阪支所 堺市帰宅長曾根町130-23 堺商工会議所会館5F TEL072-258-7137 FAX072-258-7139</p> |

7. 福祉サービスの利用について

《はじめに》

福祉サービスを巡る制度は色々と変わってきました。その内容をある程度系統的に整理し、現在利用できるサービス、卒業後利用できるサービス、それぞれの利用の仕方や手続き上での留意点をまとめました。

まだまだ課題はありますが、公的に支えていただける施策やサービスは着実に前進しています。保護者自身が積極的に様々なサービスを使いこなしていく力をつけていくことが、子どもの未来を切り開くことにつながっていくのだと思います。

(1) 今、使える福祉サービス

【放課後等デイサービス】・・・「就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う」と説明されています。既に多くの方が利用されていると思います。18歳になる年度の3月末まで使えますので、卒業式後も年度内であれば利用できます。支給量としては「(特別な理由がない限り)月に23日以内」です。東大阪市の場合、原則として児童計画相談の事業所にサービス等利用計画を作成していただく必要があります(詳細は後で述べます)。

【移動支援】・・・「屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促す」と説明されています。映画鑑賞や観劇などの「余暇活動等の社会参加のための外出」や、冠婚葬祭・買い物などの「社会生活上必要不可欠な外出」の時にガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の一つです。そのため細かなマニュアルは市町村によって異なります。どの市も共通で原則として「通院」「通学」「通勤」には使えません。東大阪市では障がい児の場合、最大40時間/月まで使えますが、初めは20時間/月しか決定してくださらないようです(利用実績に合わせて増やしていただけます)。東大阪市の「移動支援事業に関するガイドライン、Q&A」をホームページに掲載しています。東大阪市のホームページから「健康・医療・福祉」>「障害」>「障害福祉サービス等」>「移動支援事業に関するガイドライン、Q&A」と検索できます。



<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003190.html>

【日中一時支援】・・・「障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る」と説明されています。障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業の一つです。そのため細かなマニュアルは市町村によって異なります。「放課後等デイサービス」は卒業後(高3の3月末までは利用可能)利用できませんので、隙間時間を埋めるサービスとして重要性は増しているのですが、指定基準が厳しいわりに報酬単価が低く、積極的に参入してくる事業所が少ないのが実態です。(今後、放課後等デイサービス事業所の指定基準が厳しくなる中で増えていく可能性はあります。)

【短期入所】・・・「障がいのある児(者)を介護している家族が病気や出産、その他私的な理由により介護が困難となった場合、短期間の入所が必要な方に対して入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を提供する」と説明されています。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービスとしての役割も担っています。障害者総合支援法に基づく国の事業です。18歳以上のみを対象としている事業所が多いですが、最近、少しずつ障がい児に対応する事業所もできています。制度として、「福祉型」と「医療型」の2種類あります。「医療型」は医療的ケアの必要な方が対象となりますが、近隣三市では現時点(令和7年3月)では充実しておらず、他市の事業所も利用することがあります。

【居宅介護】・・・「日常生活を営むのに支障となる障がいのある方に対して、(ホームヘルパーがご自宅を訪問して)居宅における生活全般にわたる援助(食事、排せつ、入浴等の身体介護、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院介助等)を行う」と説明されています。障害者総合支援法に基づく国の事業です。在学中に申請して認められる可能性があるのは「身体介護(入浴)」「(基本的に1回1時間)」、「身体介護(通学準備)」「(朝30分から1時間)くらいですが、18歳を越えると「家事援助」でも認められる可能性があります。事例としては少ないですが「通院等介助」(定期的に通院する必要がある場合で親だけでは困難なとき←原則は親がいると認められませんが、医療的ケア児の場合には親と一緒にOK)が認められる場合もあります。また主たる介護者の入院等、特別な事情のある時は認められる場合があります。傾向として「障がい児」(18歳未満)の支給決定は厳しいですが、後で述べる「サービス等利用計画」や「計画相談支援」を利用して申請することで認めていただける可能性も広がっています。必要性を明らかにし、あきらめずに申請し続けることが大事です。

(2)利用するための手続きと相談支援の仕組み

【三種類の受給者証】(P.35の(資料1)参照)

これまで説明してきたサービスは根拠になっている法律の違いとお金の出所によって三種類に分類されます。この三種類の手続きがどのような仕組みになっているのかも市町村によって異なります。

A「児童発達支援費」・・・「放課後等デイサービス」

B「地域生活支援事業費」・・・「移動支援」「日中一時支援」等

C「障害福祉サービス支援費」・・・「短期入所」「居宅介護」等

【サービス等利用計画と相談支援の仕組み】

行政の窓口にサービスの利用申請をした後、相談支援事業所に「サービス等利用計画」というものを作っていたら提出しないと支給決定されない仕組みとなっています。今後、様々なサービスを利用していく上での「相談相手」がついてくださる制度であると積極的に受け止めるべきです(B「地域生活支援事業費」のサービスだけ利用の場合は必要ありません)。ただ、相談支援事業所は三種類あり、その役割も異なりますので、その仕組みも知っていただきたいと思います。

相談支援の仕組みはどの市でも基本的に、基幹相談支援、委託相談支援、指定特定相談支援(計画相談)の三層構造になっています。東大阪市の場合、基幹相談支援センターはレピラに設置されています。厚生労働省のホームページでは「地域における相談支援の拠点」であって「身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的

に行う」「地域の相談支援事業者への専門的指導や助言、連携強化の取り組みを行う」とされています。権利擁護や虐待防止の窓口でもあり、地域移行、地域定着に向けたコーディネートもここが担っています。また、市内の各種相談支援事業所のまとめ役として「相談支援の相談支援」をしたり、研修会を企画したり、自立支援協議会の運営もここが担っています。

自立支援協議会とは？ 法律で市町村は会の設置に努めなければならないとされています。障害福祉サービスを巡る課題を解決していくための協議体です。相談支援の個別事例から地域課題を抽出し、関係機関のネットワークを強化する中で解決の方向を打ち出していきます。東大阪市は比較的早くから設置され、精力的に活動しています。本校も関係機関の一つとして参加しています。

委託相談支援センターは市内に8ヶ所、市行政が市内を8地域に分割しそれぞれに支所を設置しているのに合わせて、その地域毎に一か所の委託相談支援事業所が設置されています。東大阪市のホームページによれば「障がいのある方や家族等から、福祉サービスの利用や生活上の困りごと等について相談や情報提供を行います。」とされています。令和5年度より中学校区による担当制となり、それぞれの地域の計画相談の調整や困難事例を直接担当して相談業務に携わっています。

※令和7年10月1日以降、西地区の2法人の対象校区を3法人にて地区再編成

本校でも委託相談支援センターの方とケース会議を行って問題解決を進めた事例は多くあります。

ご自身が住んでいる地域(中学校区)は、どの相談支援が地域担当なのかを確認しておいてください
(P.35 参照)。

指定特定相談支援事業者(計画相談)は、障害福祉サービスの利用を希望する当事者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリング(計画の見直し)を行います。障がい児、障がい者(18歳以上)共に対象にしている事業者、どちらかのみを対象にしている事業者もあります。初めに述べたように、この計画書の提出を踏まえて、行政がサービスの支給決定を行うことになっていますが、社会資源として計画相談を担う相談員の数が足りないため、セルフプラン(サービス利用者本人や家族、相談支援以外の支援者が作成する計画)の提出をもって支給決定する場合があります。東大阪市は障がい児のケースではほぼ100%サービス等利用計画が作成されていますが、障がい者の場合は40%程度にとどまっています。本校の場合も在学中は相談支援のお世話になっていても卒業後はセルフプランになる人もいます。セルフになっても通所事業所の支援者等、サービス利用で困った時や自分で(家族が)セルフプランを作る時に相談に乗っていただける相手を見つけておくことが大事です。

大東市の場合、基幹相談支援は「大東市障害者生活支援センターごくでん」です。委託相談支援は障がい種別になっていて、＜身体＞は「大東市障害者生活支援センターみすみ」が、＜知的＞は「相談支援センターあおぞら」、＜精神＞は「のぞみ相談支援センター」、＜障がい児およびその家族＞は「大東市障害者生活支援センターごくでん」（基幹相談が兼任）が担当しています。

八尾市の場合、基幹相談支援は障がい福祉課の中に相談支援を束ねる窓口として「基幹相談センター係」が置かれています。委託相談支援は「医真会しょうがい相談支援センター」「相談支援 ゆに」「障害者・児生活支援センター あっぷる」「地域活動支援センター ちのくらぶ」の4か所です。

小さいころから相談支援員の方が寄り添っておられる児童・生徒、保護者が増えてきたことで、保護者の孤立を防ぎ福祉サービスの利用に積極的になる等、良い面が多くあります。同時に、保護者、学校(担任、進路指導)、相談支援員の三者が情報を共有しあい、本人の福祉サービス利用や進路先の選択について協力しあって進めていく関係づくりがとても大事になっていることを示しています。

(3)卒業後を見据えて～放デイ以外のサービス利用を！～

放課後等デイサービス(「放デイ」と略すことも)の利用は大きく広がりました。その結果、障がい児の時点で福祉サービスに触れる機会が本人、保護者共に大きく広がりました。ただ、18歳になった年度末で放デイは使えなくなるので、卒業後に向け、課題と今後の方向性についても確認しておくべきであると思います。

放課後等デイサービスの現状について、以下のように考えています。

第一には、一気に利用が広がったことに見られるように、求められていたサービスであり、大きなニーズがあったということです。

第二には、親自身が「放デイ」に慣れてしまうことで、他の福祉サービス利用の必要性や意欲が削がれているように思います。卒業後、通所事業所の多くが15～16時くらいまでなので、その時点で困られる方が多くなっています。放デイの利用だけではなく、卒業後も見据えて他のサービスの利用等も主体的に考えていく必要があります。

【ヘルパー利用にチャレンジ】

まずは、「移動支援」の利用です。

先に述べたように、移動支援は市に申請すると初めてでも20時間くらいなら出していただければと思います。放デイは23日が上限なので、土日等で「移動支援」を利用してみましょう。支給決定していただいたら、次は来てくださるヘルパー事業所探しです。各市役所のホームページで移動支援の登録をしている事業所を確認することができます。なるべく新しくできたところの方が、空きがある可能性が高いです。役所の担当者や関係のある相談支援員の方に聞いてみるのもいいと思います。「放デイ」に行かせているよりもお金はかかると思います。車両使用は原則ダメなので行き帰りの交通費はヘルパーさんの分も払う必要があり、入場料等がかかるようならそれも払う必要があります(手帳を利用して二人で一人分の場合が多くあります)。食事代はヘルパーさん自身が払います。行き先はこちらから指定してお願いする場合もあれば、ヘルパーさんの方でいくつか候補を考えてくださる場合等、様々です。放デイのようにスタッフの集団で子どもたちの集団を見ているわけではなく、個人対個人の関係ですから、本人の好き嫌い(ヘルパーさんとの相性・自宅で過ごすのが好き等)もあれば、ヘルパーさ

んの慣れ不慣れもあり、うまくいくこともうまくいかないこともあります。保護者の役割として、様々な調整をしてあげたり、子どもの実態や関係の作り方を丁寧に話して理解していただいたりする努力も必要です。手間はかかりますが、そのような努力の積み重ねこそが保護者にとっても福祉サービスの使い方を学ぶことにつながるのだと思います。

なお、原則、移動支援は通学には使えませんが、事故等で保護者が行けなくなった緊急時の場合、自宅からバス停までの送迎について、日数を切って移動支援を使うことは認められています。また、個別の事情によって、障害者支援室(市役所)も含めてケース会議を開く等して、ある程度の期間使うことが認められた場合もありました。

「移動支援」利用の次は「居宅介護」です。先に述べたように18歳になる前に使える居宅介護は限られていて、一番可能性が高いのは、「入浴介助」です。以前は、異性介助の場合(母親が息子の介助をする)は認められるが、同性介助の場合(母親が娘の介助をする)は認められない、介助する親の腰痛の診断書を出さないと認められない等という状況でしたが、現在は比較的出るようになってきていると思います。東大阪市の場合、様々な福祉サービス全般について(移動支援以外)整理した「東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン」を公開しています。東大阪市のホームページから「健康・医療・福祉」>「障害」>「障害福祉サービス等」>「東大阪市障害福祉サービス支給決定ガイドライン」と検索できます。



<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000024612.html>

居宅での支援なので、原則はお家のお風呂に入れることになっていますが、「自宅にお風呂はあるもののヘルパーが支援をするには十分ではない状況がある」場合には、近くの銭湯に入ることも可となっています。また、居宅介護(入浴介助)が認められないけれど、どうしても入浴介助が必要な子どもの実態がある場合、「移動支援」を使って近くの銭湯に行く(報告書の目的欄は「清潔維持」とせず「余暇支援」)ことも可となっています。

ヘルパー利用ではありませんが、18歳未満を受け入れてくださる短期入所事業所は少ないですが、できれば18歳までに短期入所も経験しておきたいところです。

(4) 支援学校卒業後の進路先について

卒業後、これまで学校で過ごしていた日中の時間の福祉サービスとして、以下のような場が用意されています。同じ類型でも事業所によって様々な特徴がありますので、利用する前に見学したり、体験実習をさせていただいたりすることが大切です。

【生活介護】・・・「障害者支援施設などの施設において昼間行われる入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会提供などの援助」と説明されています。生活介護を利用するには、「障害支援区分認定」で区分3以上の認定が必要です(「障害支援区分認定」については後ほど述べますが、高2の3学期にある進路懇談会にて詳しい解説冊子をお配りします)。比較的障がいの重い方が対象ですが、その中でも利用されている方の障害支援区分の平均値をとってスタッフ配置の基準が決められています。「余暇活動」中心のところから、少し「作業」をしているところ、「作業」中心のところまで様々な事業所があります。送迎サービスをしていただけてるところが多いです。また、通所のあり方として、毎日来ることを想定せず定員以上の利用者登録をしてもらって週1回～3回程度の利用で回しているところと、従来の事業所と同じく週5日利用を前提にしているところがあります。

【就労継続支援B型】・・・「通常の事業所に雇用されること(企業への就職ということ)が困難な障がいのある方に対して、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練や支援」と説明されていて、基本的には「作業をすること」がベースです。年限はありません。障がいの程度としては幅が広く、「作業」中心の「生活介護」に近いところから、完全仕事ベースのところまで様々です。送迎サービスがなかったり、あったとしても送迎範囲が限られているところも多かったです。希望の事業所によりませんが、自力で通う練習をしておくといいでしょう。法律では学卒者のすぐの利用は不可となっていて、一度、就職したり、就職に向けた訓練施設(就労移行事業所)を経験したりして、就労に向けて課題があると判断を受けて利用することになっています。しかし、卒業後すぐの利用希望者も多いため、就労選択支援というアセスメントを受けて、卒業後すぐの利用も可能になるようなシステムが整備されています。

【就労移行】・・・「就労を希望する障がいのある方に対して、生産活動、職場体験などの機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における定着のために必要な相談や支援」と説明されています。これまで説明した「生活介護」や「就労継続支援B型」は利用期間に年限はありませんが、「就労移行」の利用期間は原則2年間です(最長3年までは可。令和9年度からは延長するためには、就労選択支援というアセスメントを受けることになります)。つまり、2年以内に一般就労を目指す訓練機関です。対象者の方はほぼ移動に困難がない方なので居住市以外の事業所も選択肢になります。

【職業訓練校】・・・行政管轄は違いますが、同じ趣旨で設立されているものに「職業訓練校」というものがあります。ハローワークに求職登録をしたうえでそのための訓練という位置づけで受験が認められます。職業訓練校は障害者総合支援法に基づく施設ではないので利用料等についての共通の決まりはありません。どこも卒業前の1～2月ぐらいに選抜試験で合格する必要があります(1～2年間の年限があります)。自立通勤が前提ですが、堺光明池にある障害者職業能力開発校には一定の要件を満たす方が利用できる寮もあります。また、訓練手当(一年間のみ/月10万円程度)が出る場合もあります。

【就労継続支援A型】・・・「通常の事業所に雇用されること(企業への就職ということです)が困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や支援」と説明されています。雇用契約を前提としているため、労働法の適用を受け原則として最低賃金以上の給料が出ます。年限はありません。労働法による最低賃金をクリアしなくてはならないので、作業能力が求められます。最低賃金は時間給で決められていますので、労働時間を一日8時間、週40時間とはせず短時間勤務することで最低賃金をクリアしている場合が多くあります。経営が悪化する事業所もあって、過去に他府県で大型倒産がおこったこともありました。そういった点も含め、個々の事業所の実態をよく見て選ぶ必要があります。令和9年度からは、就労継続支援A型の事業所を利用するために、就労継続支援B型と同じく就労選択支援というアセスメントを受ける必要があります。

【自立訓練(生活訓練)】・・・「知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援」と説明されていますが、実際にはいくつかのタイプがあり、少しずつ事業所は増えています。一つは「就労移行」の2年間では一般就労するのは難しいけれど、その前に「自立訓練(生活訓練)」を1～2年間組み込んで3～4年計画で頑張るといった方を対象にしたところです。同じ場所で「就労移行」もされている多機能型事業所になります。もう一つのタイプは就労に向けた訓練ではなく、支援学校高等部の延長と位置付けているところです。作業や労働をメインにおかず、学習や体験拡大を主に取り組んでいる事業所です(どの程度の障がいの方を受け入れておられるかは事業所によってまちまちです)。もう一つのタイプは一般就労も意識して施設入所支援とセットになった入所型です。近隣では交野市に一か所あるだけです。最長2年の年限がありますが、特別な場合(長期間の入所や入院の後等)は最長3年まで認められます。

【自立訓練(機能訓練)】・・・「身体障がいのある方に対して、理学療法、作業療法等のリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援。歩行訓練、コミュニケーション、家事訓練等、実践的トレーニング」と説明されていますが、残念ながら地域にはほぼありません。東大阪市のレピラにありますが、現在は「高次脳機能障害」の方を中心にしたリハビリ施設的に運営されています。本校卒業生も卒業後すぐではありませんが何人か利用していました。大阪市内には入所型があって、社会に出る前に自らの障がい理解を深めたり、一人暮らしに向けたADLを高めたりするための訓練施設として利用価値は高いと思います。1年半の年限があります。

【地域活動支援センターⅢ型】・・・「創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流などをする場」と説明されています。これまで説明した「生活介護」「就労継続支援A・B型」「就労移行」「自立訓練」が国から直接支払われる自立支援給付という補助金で運営されているのに対して、こちらは市町村の予算から補助金が出ています。現在では地域に数えるほどしかありません。

以上の類型の中から選択することになりますが、すでに述べたように同じ類型でも、事業所によって様々ですから、実際に見学に行ったり、体験実習を受けたりして本人に合っているサービスなのかどうかを慎重に見極めていく必要があります。毎年、春と秋に行っている保護者事業所見学会の案内にも、ここで述べた類型が書いてありますが、より詳しくは「施設・作業所活動紹介」の方を見ていただければと思います。

加えて、「入所施設」と「医療的ケア」について補足します。

まず「入所施設」についてですが、二種類あり一つは、先に述べた「就労移行」や「自立訓練」とセットになっていて、一般就労をめざしつつ単身生活や通所困難な人に提供されるもの。もう一つは障がいが比較的重い方（区分4以上の方）を対象として提供され「生活介護」や「療養介護」とセットになっているものです。ほとんどのところは施設入所支援と切り離して日中活動部分だけでも利用できるようになっていますので、「通い」で利用されている方もおられます。どちらも卒業後すぐに利用された方もおられます。なかなか空きがないのも事実ですが、進路選択の一つとして考えることもできます。

「医療的ケア」について、在学中は学校看護師と三号研修を受けた複数名の担任によるサポート体制の中でケアを受けています。同様の研修を前提とした介護職による医療的ケアは福祉のエリアにも広がりつつあります。また、居宅介護の訪問ヘルパーの中にも三号研修を受ける人が増えつつあり、「生活を支える医療的ケア」という認識が広がっています。

ただ、大阪府が行っている「(府立支援学校での)医療的ケア通学支援事業」のような制度はありませんので事業所への通所時の送迎は大きな課題です。送迎車に看護師を常時同乗させている事業所は少なく、積極的なところで三号研修を修了した介護職の同乗までかと思えます。運転手のみの介助者なしで送迎しているところもあります。利用希望の事業所と事前にしっかりと話し合っておく必要があります。

また、令和3年6月に「医療的ケア児支援法」が制定され、「医療的ケア」という言葉がよりメジャーになり、国や自治体が支えていく責務があると明確にしたことは大きな意義がありました。しかし、具体的な内容は「障がい児」と「その家族」への支援が中心で、卒業後の「障がい者」への支援については今後に期待です。

(5) “児” から “者” へ～三つの節目

成人になる年齢が18歳に変更になりました。「障がい児」から「障がい者」として扱われるようになる手続きの節目は基本的に18歳ですが、年金は20歳からとなっており、若干錯綜している部分があるので注意が必要です。以下、確認しておくべき三つの節目を「そこで何をしておく必要があるか」という観点から整理します。

【18歳になるまでに】

「18歳で成人」という法改正があった後、自分でサインできない子の場合、18歳以降に自分名義の銀行や郵便局口座を作る際に成年後見人が必要になり、親といえど代理はできないと言われることもありました。ただ、最近では銀行口座の開設もネットで行うことができたり、親の代理も可という銀行もあつたりします。18歳以降の口座開設時には事前に銀行に電話で確認することをお勧めします。心配な方は、親が代理で手続きできる18歳までの間に、本人名義の銀行口座、郵便局口座(キャッシュカードも)は作っておくといいかもかもしれません。これまでも20歳以降に作るのは難しかったのですが、それより前に障がい年金受取口座を作る方が多かったので課題として浮かんでこなかったのです。また、重度障がいの方の場合は、「障がい児福祉手当」という本人名義の口座に振り込まれる給付金が18歳以前からあったので、小さいときから本人名義の口座を作っている人も多かったと思います。

また、成年後見については後で述べるように、どのタイミングで利用するかしっかりと考えていくべきことなので、口座作りのためだけに「慌てて成年後見」というのは避けた方が良いと思います。じっくりメリットとデメリットを考えてからでも遅くはありません。

【18歳になる時】

★ 障害支援区分認定

障害福祉サービスの介護給付(「生活介護」や「短期入所」など)を利用する場合、最も大事な手続きとして、「障害支援区分認定」があります。まず、訪問調査員が80項目の聞き取り調査を行います。設問は「できるかどうか」を聞き、評価します。「今日はいつもとちがう」「こういうところで介助がいる」などの状況は「特記事項」として記入していただけます。ありのままの状態を反映させるために、無理して「できる」とせず、また「特記事項」に実態を丁寧に反映させることが大切です。

区分を確定するためには「医師意見書」も求められますので、身体障がいや精神障がい、発作などに関連して、主治医のいる人は問題ありませんが、特に知的障がいの方で、日頃から主治医のいない方の場合、意見書を書いてくださる医師探しから始めなくてはなりません。しっかりと障がいの状態を反映させた意見書を書いていただくための働きかけが必要です(そのための費用は行政から支払われます)。

訓練等給付(「就労継続支援A型、B型」や「自立訓練」、「就労移行」)の場合にも、聞き取り調査は受けなければなりません。ただ、電話での勘案事項整理票に沿った簡単な聞き取りのみで医師意見書は必要ありません。

認定調査について、18歳になると誰にでも連絡がくるわけではありません。既に、「児」の受給者証を持っていて、短期入所や居宅介護のサービスを利用している人については、そのサービスを継続して受けるために必要な措置として、役所の方から認定調査の連絡があります。他の福祉サービス(移動支援、放課後等デイサービスなど)の利用のみの場合、連絡は来ません。進路先として「生活介護」を利用しようと考えている人や、18歳以降は短期入所なども利用していこうと考えている人は、自ら各福祉事務所(障害福祉課)に認定調査を受

けるための申請をする必要があります。「生活介護」希望の方は、東大阪市では誕生日に関係なく、高3の4月以降なら認定調査をしてくださっています。大東市や八尾市の場合は従来通り誕生日の二か月前という基準を守っていますので注意しておく必要があります。

既に短期入所や居宅介護のサービスを受けていて、18歳の誕生日を境に、そのサービスを継続させる必要のある人は、役所から連絡が来たら、時間をおかずに対処してください。医師意見書やサービス等利用計画のことなどを考えると、それでも認定調査の結果が出るのが、ギリギリになる可能性があります。「児」の受給者証は、18歳の誕生日のある月いっぱい使えますが、サービスを継続するには、月を越す前に認定区分を書き込んだ「者」の受給者証が発行されている必要があります。

・・・「障害支援区分認定」の受け方について、毎年1月に行う高2対象の進路懇談会で解説パンフレットを配布していますので、ご参考になさってください。

★ 利用料について

「児童発達支援」も「地域生活支援」も「障害福祉サービス」も、利用者負担はどれも上限管理付きの1割負担ですが、18歳を境に収入認定の対象が変わります。18歳までは保護者の収入で認定されるのに対して、18歳以上は本人と配偶者の収入で認定されます。

A. 児童発達支援

・・・どの市でも同じ

(対象は児のみなので、収入認定の対象は保護者を含む世帯)

| 収入認定 | 利用料上限額 |
|--------------------|---------|
| 生活保護世帯、住民税非課税世帯 | 0円 |
| 住民税課税世帯(所得割28万円未満) | 4,600円 |
| 住民税課税世帯(上記以外) | 37,200円 |

B. 地域生活支援

・・・東大阪市の場合

(児の場合は保護者を含む世帯の収入、者の場合は本人と配偶者の収入)

| 収入認定 | 利用料上限額 |
|-----------------|--------|
| 生活保護世帯、住民税非課税世帯 | 0円 |
| 住民税課税世帯 | 4000円 |

「日中一時支援」は別枠で利用料の上限なし

児の場合(保護者を含む世帯の収入)

| 収入認定 | 利用料上限額 |
|----------------------|----------|
| 生活保護世帯、住民税非課税世帯 | 0 円 |
| 住民税課税世帯(所得割 28 万円未満) | 4,600 円 |
| 住民税課税世帯(上記以外) | 37,200 円 |

者の場合(本人と配偶者の収入)

| 収入認定 | 利用料上限額 |
|----------------------|----------|
| 生活保護世帯、住民税非課税世帯 | 0 円 |
| 住民税課税世帯(所得割 16 万円未満) | 9,300 円 |
| 住民税課税世帯(上記以外) | 37,200 円 |

★ 装具の作り方

18 歳を境に認定機関が市町村から府に変わります。手続きは福祉事務所の窓口で同じです。また、認定していただく場所も府の巡回相談を利用することになるので遠くに行く必要はありません。

ただし、耐用年数等、認定の条件は厳しくなります。特に電動車いす等、高価なものになるほど厳しいように思います。市が認定していた時には、ある程度個別事情を勘案してくださっていた部分もありましたが、そのあたりが府内共通の基準で切られてしまいます。18 歳になる直前から準備しても間に合いませんので、18 歳になるまでに認定をしていただく必要のある場合は誕生日の半年前には診察していただく等、手続きをスタートさせた方が良いでしょう。

特に電動車いすの制作には幾つかの壁があり、困難な場合があります。役所から申請書をいただく段階、医師の意見書を書いていただく段階、模擬機を使って事前練習して役所の方に運転技能を見ていただく段階と、それぞれのポイントがありますので、希望される方は、担任や業者とよく相談しながら進めていただけたらと思います。

★ 使えるサービス(量も種類も)の増減

放課後等デイサービスは 18 歳になった年度末までしか使えません。一方で卒業後の日中活動系サービスは 15 時～16 時くらいまでのところが多いので、在学中よりも早く帰ってくる場合が増えます。その対策をするためには様々なサービスをつないで工夫する必要があります。

居宅介護の時間数や理由づけが広がります。東大阪市の場合、18 歳までは最大 44 時間だったのが、18 歳を越えると(在学中であっても)区分 6 で最大 60 時間まで上限が上がります。更に、未成年のとき(18 歳まで)は

保護者に扶養されているという観点から、なかなか認められなかったのが、比較的認められやすくなります。同時に「理由づけ」についても児の時点では「入浴介助」や「登校準備」等しか認められなかったため、知的障がいの方の場合、使えないことが多かったのですが、者になると「家事援助」が認められるようになりますので、利用申請の幅が広がります。

居宅介護を上限一杯まで使っている18歳以上の身体障がい者で支援区分4以上かつ、その他の条件を満たした場合、「重度訪問介護」というサービスが使えるようになります。この制度は、重度の知的障がいの方にも適用されるようになっていきます。東大阪市の場合、区分6の人で上限230時間支給されますので長時間介護の必要な人はこちらのサービスに移ります。

18歳以上しか使えないサービスとして、東大阪市では「入院時コミュニケーション支援」という制度があります。これまで入院した際にはヘルパーを使うことができず、なかなか新しい環境になじめない障がい者は入院を拒否されたり、入院する時も個室対応や24時間付添が条件にされたりする等、様々な困難がありました。この部分を一部だけでもヘルパーが肩代わりできたらという制度です。利用には条件がありますので相談支援事業所としっかり話し合ったうえで申請してください。

卒業時に困らないように、在学中から放課後等デイサービス以外の福祉サービスも利用し、慣れておくと思います。今から、利用できるサービスを偏りなく総合的に使っていくことが大事です。また、児童の時から相談できる事業所を探しておくことも大事です。

【支援学校を卒業する時】

卒業後の進路先が決まったら、福祉事務所または障害福祉認定給付課に支給申請をする必要があります。そのうえで、計画相談を担当している相談支援事業所にも連絡し、4/1以降の「サービス等利用計画」の作成を依頼してください。障がい児のサービスを何も使っておらず、「サービス等利用計画」を作ってくださいの相談支援事業所がない場合、障がい者の計画相談をしてくださる事業所を探すか「セルフプラン」にするかを判断する必要があります。

役所への利用申請書と4月からの「サービス等利用計画」が揃って初めて新しい受給者証が作られることになります。役所内での手続きが済んでいれば、新受給者証そのものが手元に届いてなくてもサービス利用は可能ですが、早め早めに手続きを進めることで早期に新受給者証を手にし、それをもって4月から行く通所事業所と正式に契約することになります。このあたりの進め方については卒業式後になる場合もあります。進路先の事業所と相談しながら進めてください。

【20歳になる時】

★ 障害基礎年金

20歳になる時点では、障害基礎年金の手続きがあります。この制度はこれまでのサービスとはお金の出所も手続きの窓口も全く異なるので注意が必要です。そのうえ、役所の方からは連絡はありませんので、対象者になると思う方は20歳の誕生日の3ヶ月くらい前から役所に連絡を入れて手続きの仕方を問い合わせてください(東大阪市：国民年金課、大東市：保険年金課、八尾市：市民課国民年金係)。判断基準も手帳発行や区分認定のときとは異なります。なぜか、特別児童手当の基準とよく似ているので、「特児」をもらっていた人はもらえる可能性が高いと思います(特児は20歳になる前まで扶養者に支給されます。年金は20歳になった月から本人に支給されます)。一級と判定された場合、年額1,039,625円、二級と判定された場合、年額831,700円(令和7年4月から)です。それが三か月に一回振り込まれます。一般就労していても条件に合致していればもらえますので、まず相談してください(前年の年収によって減額される場合がありますが、上限がかなり高いので心配ありません)。

申請時に医師の診断書が必要になりますので、18歳の時の区分認定の際に意見書を書いてくださった医師との関係が続いていればベストです。昔は一度認定されたら一生その認定でいけたのですが、最近、障がいの状態によって「三年後見直し」や「毎年見直し再申請」といった条件が付く場合が多くなってきています。どのような場合に「見直し」が必要なしになるのか等、よくわからない部分が多くあります。身障と療育の両方の手帳を持っている人は、必ず両方からの申請書を出してください。片方だけだとかなりの確率で「見直し」がつきます。同時に申請書類は必ずコピーして取っておいてください。次に再申請するときに必要です。

卒業後の手続きになりますので、計画相談の担当の方や地域の委託相談の相談員の方、通所している事業所の職員の方などに相談して一緒に進めることをお勧めします。

★ 特別障害者手当

お金の出どころは違いますが、障害基礎年金と同じように20歳になった月から支給されます。重度の障がいがあるが日常生活で常時介護が必要という事が条件になっていますが、「身障1、2級 and 療育A」なら間違いなく出ますし、身障がなく療育だけでも重度の場合は出る可能性があります。月額29,590円、年額では355,080円(令和7年4月から)が4回にわけて支給されます。申請をしないと受給できませんので注意してください。

★ETC・公共交通機関運賃等

障害者割引制度では、身体障害者手帳の「第1種」または療育手帳の「重度(判定A)」に該当する方について、有料道路の通行料金が50%割引されます(精神障がい者保健福祉手帳は対象外)。割引は、本人が運転する場合だけでなく、重度の障がいがある方が同乗し介護者が運転する場合にも適用されます。近年はETCの利用が標準化されたことに伴い、事前に自家用車とETCカードを登録しておくことで、ETCレーンを通行しても自動的に割引が適用される仕組みが整備されています。ETC割引を受けるためには、手帳情報・自動車情報・ETCカード情報を事前登録する必要があります。未成年の場合は本人名義のクレジットカードやETCカードを作成できないため、特例として親権者名義のETCカードを登録に使用できます。18歳になり自分名義でクレジットカードを作れるようになったら、速やかに本人名義のカード(家族カードも可)を準備し、次回の割引登録更新時に切り替える必要があります。障害者割引の登録には有効期限があり、更新は通常2年ごとに行われます。更新時に本人名

義の ETC カードへ変更することで、継続して割引を受けることができます。

公共交通(JR、近鉄電車、大阪メトロ、近鉄バス、大阪シティバス)における旅客運賃の割引では、「第1種」または「重度(判定A)」に該当する場合、本人および介護者の運賃が50%割引となります。「第2種」に該当する場合は多くの場合本人のみ割引対象です。また、ほとんどの公共交通機関で精神障がい者保健福祉手帳も割引対象です。

★ 成年後見についての考え方

先に民法改正による「18歳成人」との関連で成年後見について少しだけ触れましたが、「成年後見制度」の利用についてはどのように考えるべきなのでしょう。親亡き後を考えれば、いつかは制度を利用する必要性も出てくるかもしれませんが、性急な判断をせず、情報を集めて検討していただくのがいいかと思います。早い段階で利用することを検討しなければならないのは、次のような方の場合です。

- ① 自分でサインでき、かつ一人暮らし等で、親の管理下以外で契約等のできる場合。
 - ② 遺産の相続等、年金以外に本人名義の財産がある、又は今後近い将来に財産を相続する場合。
 - ③ 現在、本人の財産を任意に管理している方(親、兄弟等)が、近い将来に管理できなくなる可能性が高い場合。
- 先輩たちがどうされているか等、経験談も聞きながら判断された方がいいと思います。

《まとめにかえて》

福祉サービス等、障がい児者に関わる制度等は頻繁に変わっていています。手当等も申請しないと受給できないものもあるので、必要なサービス等について、その都度確認する等、情報を集めていくことが重要になってきます。一人では難しいこともあるかと思いますが、学校や役所、相談支援等にも相談したり、情報を聞いたりしながら、進路や卒業後の生活について考えていってください。

(資料1) これまでの様々な福祉サービスは、以下のように分類されます(参考までに)・・・東大阪市の場合

| | 予算費目・受給者証 | サービス名 | | 窓口 | サビ計 | アセスメント | | | | |
|---|--|---------------------------|------------------|---|--|--------|--|--|--|--|
| A | 児童発達支援費 (国1/2、府1/4、市1/4) 児童発達支援受給者証 | 放課後等デイサービス (18歳の年度末まで) | | 18歳までの障がい児を対象に、学校のある時の放課後、長期休業中などに利用する療育提供の場。支給量上限は、特別な理由がない限り23日/月 | 本庁9F 障害者支援室 障害児サービス課 福祉事務所 高齢・障害福祉係 | 必要 | 利用前の聞き取りで三段階に(医療型、福祉型二段階)。 | | | |
| B | 地域生活支援事業 (国からの補助金を含む市町村予算) 地域生活支援事業利用決定通知書&契約内容表 | 移動支援 | | ガイドヘルプ。移動の介助、外出に伴って必要な介助をするヘルパーの派遣。市町村によって支給料やシステムに大きな違い。 | | 不必要 | なし。利用開始前の聞き取り調査のみ。 | | | |
| | | 日中一時支援 | | 児・者共に使える一時的な見守り事業。入浴支援を位置づけている場合が多いが、事業者にとっては単価が安く社会資源は不足。 | | | | | | |
| | | 地域活動支援センターⅢ | | 卒業後の行き先の一つ。補助金も少ないが設置基準も少ない。少人数でも設立可。かつての無認可作業所等 | | | | | | |
| C | 障害福祉サービス (国1/2、府1/4、市1/4) 障害福祉サービス受給者証 | 介護給付 | 居宅介護 | 自宅への生活を介助するヘルパーの派遣。「入浴介助」「通学準備」等がまだ認められる可能性がある。障害支援区分によって時間数に上限がある。 | 本庁9F 障害者支援室 障害福祉認定給付課 福祉事務所 高齢・障害福祉係 | 必要 | 児：簡易三段階者：障害支援区分認定(6段階アセス)必要。医師の意見書も必要。 | | | |
| | | | 短期入所 | 一泊お泊り支援。介護者のレスパイトも可。事情によっては連泊も可。児の受け入れは少ないが18歳以上は比較的増える。 | | | | | | |
| | | | 生活介護 | 卒業後の行き先の一つ。相対的に障がいの重い方(区分3以上)を対象として余暇支援、作業提供など。内容は事業所によって様々。 | | | | | | |
| | | 訓練等給付 | 就労移行 | 卒業後の行き先の一つ。一般就労するための訓練の場。基本2年間で就労することが目標。 | | | | | | 児：該当なし者：勘案事項整理票に沿った聞き取りのみ必要。 ※就労選択支援 B型：R7.10月～ A型：R9.4月～ |
| | | | 就労継続A型 就労継続B型 | 卒業後の行き先の一つ。事業所で働いて授産工賃をあげていくことが目標。Aは最賃クリアが条件で、一般就労に向けた訓練的要素もある。Bは作業中心は共通だが様々。 | | | | | | |
| | | | 自立訓練(生活訓練・機能訓練) | 卒業後の行き先の一つ。知的対象の「生活訓練」は、就労移行に向けた準備訓練の場合と支援学校の延長の場合がある。身体対象の「機能訓練」は障がい理解とADL向上の訓練の場。 | | | | | | |

(サビ計：サービス等利用計画)

8. 各福祉事務所・関係諸機関

住所・電話番号一覧

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | FAX 番号 |
|--|--------------------------------|---|----------------------------------|
| 東大阪市役所 福祉部 障害者支援室 認定給付課 | 東大阪市荒本北 1-1-1 | 06-4309-3184 | 06-4309-3813 |
| 東大阪市役所 福祉部 障害者支援室 障害児サービス課 | 東大阪市荒本北 1-1-1 | 06-4309-3248 | 06-4309-3813 |
| 東大阪市東福祉事務所 高齢・障害福祉係 | 東大阪市旭町 1-1 | 072-988-6628 | 072-988-6671 |
| 東大阪市中福祉事務所 高齢・障害福祉係 | 東大阪市岩田町 4-3-22-300 | 072-960-9285 | 072-960-9278 |
| 東大阪市西福祉事務所 福祉課 高齢・障害福祉係 | 東大阪市高井田元町 2-8-27 | 06-6784-7980 | 06-6784-7677 |
| 大東市役所 福祉・子ども部 障害福祉課 | 大東市谷川 1-1-1 | 072-870-9630 | 072-873-3838 |
| 八尾市役所 健康福祉部 障がい福祉課 | 八尾市本町 1-1-1 | 072-924-3838 | 072-922-4900 |
| 大阪府立障がい者自立 相談支援センター | 大阪市住吉区大領 3-2-36 | 身体障がい者支援課 06-6692-5262 知的障がい者支援課 06-6692-5263 地域支援課 06-6692-5261 手帳発行関係 06-6692-5264 | 06-6692-5340 06-6692-3981 |
| 大阪府東大阪子ども家庭センター 管轄・東大阪、八尾、柏原 | 東大阪市永和 1-7-4 | 06-6721-1966 | 06-6720-3411 |
| 大阪府中央子ども家庭センター 管轄・大東、守口、門真 寝屋川、交野、枚方、四條畷 | 寝屋川市八坂町 28-5 | 072-828-0161 | 072-828-5319 |
| 大阪障害者職業センター | 中央区久太郎町 2-4-11 クラブ「アネックス」4階 | 06-6261-7005 | 06-6261-7066 |
| ハローワーク布施 管轄 東大阪、八尾 | 東大阪市長堂 1-8-37 イオン布施駅前店 4階 | 06-6261-4221 | 06-6783-6768 |
| ハローワーク門真 管轄 大東、守口、門真、 四條畷 | 門真市殿島町 6-4 守口門真商工会館 2階 | 06-6906-6831 | 06-6908-8943 |

9. 生活相談支援事業所等

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 | FAX 番号 |
|--|---|--------------|--------------|
| 東大阪市 基幹相談支援センター | 東大阪市菱江 5-2-34 | 072-975-5708 | 072-975-5717 |
| 孔舎衙・石切・枚岡中学校区地域 OSJ 工房 よりそいの丘 | 東大阪市東山町 6-1 リリーフ明日香新石切 110 号 | 072-987-5554 | 072-920-7080 |
| 縄手北・縄手・くすは縄手南・池島学園中学校区地域 委託相談支援センター ルーチェ | 東大阪市昭和町 3-2 竹菊合同ビル 4 階 | 072-985-2323 | 072-983-5106 |
| 盾津・盾津東・玉川中学校区地域 相談支援センターわくわく | 東大阪市中新開 2-10-16 | 072-968-7146 | 072-968-7160 |
| 英田・花園・若江中学校区地域 自立支援センター『ぱあとなあ』 | 東大阪市若江東町 2-1-6 | 06-6722-7760 | 06-6722-7761 |
| 楠根・高井田・新喜多中学校区地域 相談支援室つむぎ | 東大阪市森河内西 2-3-36 | 06-6736-5590 | 06-6736-5591 |
| 意岐部・長栄・布施中学校区地域 委託相談支援センター アーバンサポート新喜多 | 東大阪市西堤本通西 1-2-18 | 06-6224-7774 | 06-6784-7771 |
| 上小阪・柏田・長瀬中学校区地域 障害者生活支援センターひびき | 東大阪市永和 1-3-4 | 06-6224-7310 | 06-6747-9224 |
| 小阪・弥刀・金岡中学校区地域 相談支援センターマーレ | 東大阪市永和 2-6-33 | 06-6722-5551 | 06-6722-5532 |
| 大東市障害者生活支援センターみすみ (主な相談対象者：身体障害者) | 大東市三住町 2-7 シティ7ス1階 | 072-806-1331 | 072-806-1333 |
| 相談支援センターあおぞら (主な相談対象者：知的障害者) | 大東市氷野 2-2-5 大政ビル 3 号館 107 号 | 072-875-3969 | 072-800-6051 |
| のぞみ相談支援センター (主な相談対象者：精神障害者) | 大東市曙町 1-24 | 072-872-7199 | 072-395-1810 |
| 大東市 基幹相談支援センター 大東市障害者生活支援センターごくでん (主な相談対象者：障害児およびその家族) | 大東市御供田 2-1-29 | 072-803-8536 | 072-803-8537 |
| 八尾市 基幹相談支援センター (八尾市健康福祉部障がい福祉課内) | 八尾市本町 1-1-1 | 072-924-3838 | 072-922-4900 |
| 相談支援「ゆに」 (自立生活センターやお内) | 八尾市東本町 3-3-10-101 | 072-998-7979 | 072-998-9979 |
| 障害者・児生活支援センター「あっぷる」 | 八尾市楽音寺 1-85-1 | 072-940-1214 | 072-943-0294 |
| 地域活動支援センター ちのくらぶ | 八尾市天王寺屋 3-6 | 072-949-5740 | 072-920-1338 |
| 医真会しょうがい相談支援センター | 八尾市沼 1-68-65 朝日プラザシティ八尾南 2 番館 105 号 | 072-948-8875 | 072-948-8867 |
| 障害者就業・生活支援センター | | | |
| 北河内東 障害者就業・生活支援センター(みい-ん) | 大東市住道 2-2 大東サンメイツニ番館 304 号 | 072-871-0047 | 072-889-1007 |
| 東大阪市 障害者就業・生活支援センター J-WAT | 東大阪市菱江 5-2-34 東大阪市立障害児者 支援センターレピラ 4 階 | 072-975-5711 | 072-975-5718 |
| 八尾・柏原 障害者就業・生活支援センター | 八尾市楽音寺 1-85-1 | 072-940-1215 | 072-943-0294 |

この冊子の利用について

進路のてびきでは、本校の進路の取り組み、福祉関係の諸手続き、関係諸機関の連絡先、総合支援法などについて紹介しています。

この冊子をご活用いただき、進路に関する情報を得て、参考にしていただきたいと思います。

その他進路指導部から「施設・作業所活動紹介」も発行しています。同時に手元に置いてご活用ください。

何かご不明な点、ご質問等ありましたら、ご連絡ください。

よろしくお願いいたします。

令和8年4月 発行